
金融商品取引業者等検査マニュアルの改正及び「金融商品取引業者等に対する
検査における主な指摘事項」のフォーマット改正について

(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 22. 5

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 5 回目のテーマは、「金融商品取引業者等検査マニュアルの改正及び『金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項』のフォーマット改正について」についてです。

金融商品取引業者等検査マニュアルの改正及び「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」のフォーマット改正について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 光信慎也

1. はじめに

証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）は、平成19年9月に「金融商品取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）を策定し、本年3月に3度目の改正を行った。今回の改正においては、検査マニュアルの別冊として「信用格付業者検査マニュアル」の策定、外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という）及び証券CFD取引等の有価証券店頭デリバティブ取引（以下「CFD取引」という）に関する検査マニュアルの一部改正を行った。

また、「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」については、従来から監視委ホームページに公表しているが、日本証券業協会をはじめ各自主規制団体の協会等からの意見・要望を踏まえ、利用者の利便性等に資するようフォーマットの改正を行った。

上記改正等の経緯・内容等について以下説明をするが、本稿中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. 検査マニュアルの策定・改正

信用格付業者は、投資者が投資判断を行う際の信用リスク評価の参考として信用格付を提供しているが、金融商品取引に直接的に関与を行うものでなかったことから世界的に規制対象とはされてこなかった。しかしながら、今般のサブプライム・ローン問題等の金融危機を契機として、利益相反の可能性、格付プロセスの妥当性及び情報開示の十分性等についてさまざまな指摘がなされたことを受け、信用格付業者に対する公的規制の導入・強化に向けた国際的な動きが進展している。わが国においても、上記問題に加え、信用格付業者が市場における情報インフラとしての機能を適切に発揮し、提供する信用格付が投資者の投資判断を歪めることがないよう規制等を行っていく必要があるとの観点から金融商品取引法の改正が行われた。これを受け本年4月より、信用格付業者が新たに監視委の検査対象に加わったことを踏まえ、信用格付業者検査マニュアルの策定を行った。

FX取引については、過去に外国為替証拠金取引業者の破綻により、顧客から預託を受けた証拠金の返還に支障が生じた事例があったこと、また、監視委がFX業者に対して行った集中検査の結果を踏まえ、平成21年4月に金融庁に対し、外国為替証拠金取引業者に対する規制のあり方について、建議を行った（具体的内容は、区分管理の方法の見直し、ロスカットルールの制定、適切な保証金の預託及び登録申請時の徴求書類等の見直し）ことを踏まえ、関連する内閣府令等の改正が行われた。このため、検査マニュアルについても関連部分について所要の改正を行った。

さらに、CFD取引について、個人を相手方とする取引が見られるようになったことを踏まえ、投資者保護に支障がないと認められる取引を除き、CFD取引に分別管理義務が導入されたことから、検査マニュアルについても所要の改正を行った。

○ 信用格付業者に対する検査マニュアルの構成

信用格付業者に対する検査については、本年４月に公表した平成22年度の証券検査基本方針でも「業務管理態勢等の適切性について検証を行う」としているとおり、個別の信用格付の内容の当否の検証を行うものではなく、信用格付が定められた格付付与方針等に則して行われているかといったプロセスチェック等が主体となる。したがって、マニュアルの構成も以下のように態勢面の確認項目を記載したものとなっている。特に、信用格付の付与に係る過程における情報の活用、格付付与方針の妥当性の検証、格付の検証・更新等の品質管理が手続きに即して行われているか、利益相反を防止するための措置が適切にとられているか、証券化商品の格付の妥当性について第三者の検証を可能にするための措置が適切なものとなっているか、等の項目については、十分な検証を行うことになるものと考えられる。

確認項目

- １．経営管理態勢
- ２．業務管理体制の整備
- ３．禁止行為の防止に関する態勢
- ４．情報開示に関する態勢
- ５．監査に関する態勢
- ６．外国法人に係る留意点
- ７．その他

監視委としては、信用格付業者の金融庁への登録が見込まれる本年秋には検査実施が可能となるよう民間専門家の採用等の整備を進めているところである。

なお、会員各社におかれては、本年10月から、金融商品取引法により、金融商品取引業者等が無登録業者による格付を用いて勧誘を行う場合は、無登録業者による格付である旨を説明する義務が課せられることに留意していただきたい。

○ F X取引等に係る検査マニュアルの改正の概要

F X取引については、投資者保護の観点からロスカットルールの整備等の措置が導入されることを受け、各社において適切な対応がされているかを検証していくこととしており、証券検査基本方針にもその旨を記載している。今回導入された措置は、いずれも投資者保護上重要なものばかりであり、問題が認められた場合には厳正に対応するものと考えられる。

- ・ F X取引について、ロスカット取引を行うための体制整備と当該取引の適切な実施
- ・ F X取引について、低スプレッド取引を提供する際のリスク管理態勢の整備
- ・ F X取引に係る保証金について、区分管理の方法を金銭信託に一本化。また、C F D取引への分別管理義務の導入。

なお、最近、ギリシャの債務問題を発端とした欧州の財政問題への懸念等から為替変動が激しくなっているが、ロスカットの発動等が適切に行われていない場合は、投資者への影響及びF X業者自体の健全性への影響が懸念されるところである。今後の検査において、こうした点も検証を行っていくこととしたい。

検査マニュアルは、「検査の手引書」として検査官が活用することを目的としているが、同時に検査の着眼点を公表することにより受検者たる金融商品取引業者等による自主的な内部管理態勢の整備、改善を促すねらいもある。各社においては、是非、検査マニュアルをそのような観点から活用して頂きたい。

3. 「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」のフォーマット改正

当該資料については、各業界において広く研修や勉強会で活用され、各社の内部管理態勢の向上に役立つものとなることを期待している。このため、利用者にとって、より分かりやすく、また、使いやすいものとする観点から、平成21年10月公表分より以下の改正を行った。

(1) 公表内容のエクセルファイルでの掲載

従来のPDF形式に加え、エクセル形式にて掲載することにより、閲覧者が自らの関心に応じ公表内容のソート・検索等を行い、再構成することを可能とした。

(2) 5年分の公表内容をHP上に常置

従来は、2年分の指摘事項を記載していたが、これを今後5年分まで拡張することとし、指摘事項のデータバンクとしての活用を可能とした。

検査における指摘事項を公表している目的は、監視委がどのような分野について、どのような問題意識を有しているかを業界に情報発信することにより、自主的な改善、取組みを促すということにある。例えば、最近の検査においては、投信等に係る投資勧誘態勢、障害対応を含むシステムリスク管理態勢、さらに、DMAによる注文に係る売買審査態勢やネット取引に係る本人確認態勢の問題などに関心を持って見ていることが分かると思う。また、ファンド業者における資金流用や虚偽表示、投資助言・代理業者における無登録での有価証券の勧誘・販売、著しく事実と相違する表示のある広告等、重大な法令違反行為が相次いで認められることも見て取れるものと思う。

監視委としては、これらの事例に係る問題点について、受検者以外の業界他社にもしっかりと受け止めて頂き、必要な対応を講じて頂くことが、広い意味での検査の実効性につながるものと考えている。

特に、内部監査部門やコンプライアンス部門を担当する方々には、本資料を社内の管理態勢の見直し、向上への取組みに活用していただきたい。

4. おわりに

監視委としては、金融商品取引業者等自身の内部管理態勢の充実・強化に向けた取組みを促す観点から、今後とも検査マニュアルの改正や指摘事項の公表を含め、各業界に対し幅広い情報発信を行っていく考えである。

(以 上)